09―10　組織の合理化と連携・ニューパブリックマネジメント

人材の効率的な配置・運用が急務。

●ニューパブリックマネジメント（新公共経営）
民間企業で活用されている経営理念や手法を、可能な限り公的部門へと適用することにより、公共部門のマネジメントの革新を図ろうとする新しい公共経営の総称。法令規則中心の管理ではなく、現場に裁量をあたえ、事後的に評価しようとする点が特徴とされ、国や自治体における行政評価制度導入に影響を与える。

町長訓辞

業務を洗い出し、組織の合理化や連携を進める。
ニューパブリックマネジメント（新公共経営）の考え方を採用し、現場に権限を与え事後評価の仕組みを整える。
税の公平性と財源確保のため、法的措置への対応も含め、収納率の向上を。

提言9　組織整備の改善

総数の議論だけでなく、業務の洗い出しをして、それぞれの事務事業ごとに必要な人員を検討し、人的資源の効率化を図る必要がある。たとえば、ピラミッド型組織のもとで所管業務を個人に割りあてるのではなく、ニューパブリックマネジメント（新公共経営）の考え方を採り入れ、組織をフラット化し、チーム制のように1人の職員が機動的に何役もこなして人材を有効に活用する仕組みも考えられる。

その際には、プロジェクトリーダーに、多くの責任と権限を与えることができるよう、事後評価の仕組みを整えていくことも不可欠となる。

提言10　収納率向上対策

納税は地方自治の基本であり、滞納者がいることは、納税意識を欠如させ、税の公平性を欠くことになる。また、収納率の向上は、財源の確保につながるもので、まずは、個人及び事業者に対して、これまで以上に納税意識を高める呼びかけを行っていくことが肝要である。

それでも滞納が続く場合には、水道使用料滞納時の給水停止処分のような法的措置も含め、収納向上に努める必要がある。

なお、収納率向上に取り組むにあたっては、滞納を繰り返し滞納額が多額にならぬよう早目の対応や、徴税担当の税務課のみならず、税を使って行政サービスを行っている担当課などとも連携しながら取り組むことが重要である。

提言11　町有財産の有効活用

利用目的を終えた廃校跡地などの普通財産の処分は、売却先を考慮せずに売却することのみを優先すると、町民の意向に沿わない利用がなされる危険もありうる。その建物や土地が地域の中でどう活かされるべきかを議論する検討委員会などが必要。また、この検討委員会には、様々な立場の幅広い人材を登用すべきである。

提言12　補助金などの見直し

そもそも、補助金を支出（主に団体補助の場合）するということは、民間に任せているだけでは、公的なサービスが充分に供給されないため、公金を使って補助をして、それによって社会に必要なものを提供してもらおうとするものである。少ない補助金であっても、その団体が活動でき、きちんとサービスが提供されれば、それが望ましく、そのためには、その団体ができるだけ自立することが求められる。現在の補助金交付には、運営の赤字補填の目的での支出が見受けられるが、これでは、自立や運営の改善につながりにくい場合がある。これからの補助金のあり方として、自立するための投資への支援も検討する必要がある。例えば、経費を削減するための事務効率の向上のため情報化投資へ補助や、会費収入や寄付金等の収入を増やすための投資的な活動への補助なども考えられる。

今後、補助金の適正化を図るため、補助金交付基準を策定し、公正公平な審査及び検討を行う体制づくりが求められる。既存の補助金については、補助金交付基準に基づき、事業を客観的に評価できる見直し基準を策定し、定期的な見直しもあわせて行う必要がある。

11―13　町有財産・補助金・行政評価

本当に必要なものか十分な精査・検討を。

町有財産について、本当に売却が最適な手段かどうかを検討する必要がある。
補助金の適正化を図るため、補助金交付基準を策定し、公正公平な審査及び検討を行う体制の整備を。
行政評価システムの導入にあたっては、内容や評価対象について十分に検討すべき。

町所有土地

提言13　行政評価システム

行政の事務事業を評価するときには、大きく分けて3つの段階を踏まえる必要がある。

第1には、事業の実施にあたり、無駄なことをしているとか、生産性の低いことをしているといった運営の非効率をチェックするという初歩的なレベルの評価がある。この場合には、誰かがチェックして確認すれば、比較的すぐに改善し、短期で成果が得られる。

第2は、事業と施策の関係、言い換えれば、目的と手段の関係を踏まえた評価で、行政の場合はこの点が忘れられがちになる。

第3は、これからの行政運営は、これまでのように国や県からの模範解答が示されない時代に入る。それぞれの自治体が試行錯誤の結果を事後的に検証しなければならないことになることを踏まえ、そのための新しいタイプの評価、言うならば解決策を発見するための評価が求められる。

また、行政評価の導入にあたっては、評価者、評価シートの内容、評価の対象（政策、施策、事務事業）など十分に検討する必要がある。

本提言は「行政の欠点」を批判することが目的ではなく「川根本町の発展」を実現するための提言である

これまで6回にわたる委員会の議論においては、行政改革が単なる経費削減にとどまるのではなく、地域社会の発展のために行われるべきであるという観点から、真剣な議論を行った。何のための改革なのかを共有するために、第2回目の委員会では相当な時間をかけて総合計画の内容を検討し、町の将来像を確認した。

集中改革プランの個別の検討項目については、委員それぞれの経験や専門性を生かして活発な意見交換を行ったが、行政がどのようにすれば良いという模範解答やマニュアルを示したわけではない。重要なことは、行政職員一人一人が、町の将来像の実現に向かって、絶えず自発的に改革することである。

当委員会では、2年目となる平成20年度には、評価制度の導入による行政改革についての検討を行うが、それは、行政の欠点を指摘して批判することが目的なのではなく、地域の発展に貢献する施策や行政経営のあり方を見つけ出し「川根本町の発展」を実現するためのものである。　平成20年3月12日　川根本町行政改革推進委員会